

○管理職員等の範囲を定める規則

昭和42年4月1日

小諸市・浅麓保健衛生施設組合公平委員会規則第6号

改正 昭和43年5月31日組合公平委規則第1号
昭和45年8月8日組合公平委規則第1号
昭和47年4月1日組合公平委規則第1号
昭和47年10月20日組合公平委規則第2号
昭和48年8月1日組合公平委規則第1号
昭和49年12月25日組合公平委規則第1号
昭和51年11月22日組合公平委規則第1号
昭和57年9月28日組合公平委規則第1号
平成5年10月1日公平委規則第1号
平成8年3月25日公平委規則第1号
平成9年3月25日公平委規則第1号
平成12年4月20日公平委規則第1号
平成15年4月1日公平委規則第1号
平成16年10月1日公平委規則第1号
平成17年3月31日公平委規則第2号
平成18年3月31日公平委規則第1号
平成19年3月30日公平委規則第1号
平成20年4月9日公平委規則第1号
平成22年3月31日公平委規則第1号
平成23年3月25日公平委規則第1号
平成23年8月17日公平委規則第2号
平成23年9月27日公平委規則第3号
平成24年5月15日公平委規則第1号
平成25年4月1日公平委規則第1号
平成27年3月30日公平委規則第1号
平成29年3月31日公平委規則第2号
平成31年3月29日公平委規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第52条第4項及び教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第21条の4第3項の規定に基づき、法第52条第3項ただし書に規定する管理職員等の範囲を定めることを目的とする。

(管理職員等の範囲)

第2条 本庁に勤務する職員のうち管理職員等は、別表第1の左欄に掲げる機関について、それぞれ同表の右欄に掲げる職を有するものとする。

2 出先機関に勤務する職員のうち管理職員等は、別表第2の上欄に掲げる機関について

それぞれ同表の下欄に掲げる職を有する者とする。

第3条 浅麓環境施設組合に勤務する職員のうち管理職員等は、別表第3の左欄に掲げる機関についてそれぞれ同表の右欄に掲げる職を有するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和43年5月31日組合公平委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和43年6月1日から適用する。

附 則（昭和45年8月8日組合公平委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和45年8月1日から適用する。

附 則（昭和47年4月1日組合公平委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年10月20日組合公平委規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和47年10月16日から適用する。

附 則（昭和48年8月1日組合公平委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年12月25日組合公平委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年11月22日組合公平委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和51年10月1日から適用する。

附 則（昭和57年9月28日組合公平委規則第1号）

この規則は、昭和57年10月1日から施行する。

附 則（平成5年10月1日公平委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則（平成8年3月25日公平委規則第1号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月25日公平委規則第1号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成12年4月20日公平委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年4月1日公平委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年10月1日公平委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月31日公平委規則第2号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日公平委規則第1号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日公平委規則第1号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。
附 則（平成20年4月9日公平委規則第1号）
この規則は、平成20年4月14日から施行する。
附 則（平成22年3月31日公平委規則第1号）
この規則は、平成22年4月1日から施行する。
附 則（平成23年3月25日公平委規則第1号）
この規則は、平成23年4月1日から施行する。
附 則（平成23年8月17日公平委規則第2号）
この規則は、平成23年8月22日から施行する。
附 則（平成23年9月27日公平委規則第3号）
この規則は、平成23年10月1日から施行する。
附 則（平成24年5月15日公平委規則第1号）
この規則は、平成24年5月15日から施行する。
附 則（平成25年4月1日公平委規則第1号）
この規則は、平成25年4月1日から施行する。
附 則（平成27年3月30日公平委規則第1号）
この規則は、平成27年4月1日から施行する。
附 則（平成29年3月31日公平委規則第2号）
この規則は、平成29年4月1日から施行する。
附 則（平成31年3月29日公平委規則第1号）
この規則は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

本庁

機 関	職
議 会 事 務 局	局長
市 長 部 局	部長、参事、課長、室長、主幹、総務課職員係長、同職員係人事給与担当者、企画課秘書係長、同行政経営係長
教育委員会事務局	教育長、教育次長、課長、主幹
選挙管理委員会事務局	事務局長、事務局長補佐、係長
公平委員会事務局	局長、書記
監査委員事務局	局長
農業委員会事務局	局長

備考

- 1 この表中「議会事務局」とは、小諸市議会事務局設置条例（昭和44年小諸市条例第3号）に規定する機関をいう。
- 2 この表中「市長部局」とは、小諸市組織条例（平成14年小諸市条例第32号）第1条に規定する機関をいう。
- 3 この表中「教育委員会事務局」とは、小諸市教育委員会事務局設置規則（昭和47年小諸市教育委員会規則第7号）第1条に規定する機関をいう。
- 4 この表中「選挙管理委員会事務局」とは、小諸市選挙管理委員会規程（昭和45年小諸市選挙管理委員会告示第1号）第14条に規定する機関をいう。
- 5 この表中「公平委員会事務局」とは、法第12条第5項に規定する事務職員により構成される機関をいう。
- 6 公平委員会事務局の項中「局長」とは、上席の書記を、「書記」とは、局長を除いた書記のうち上席の書記をいう。
- 7 この表中「監査委員事務局」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第200条第3項により規定する職員により構成される機関をいう。
- 8 監査委員事務局の項中「局長」とは、上席の書記をいう。
- 9 この表中「農業委員会事務局」とは、小諸市農業委員会事務局設置規程（昭和43年小諸市農業委員会訓令第2号）第1条に規定する機関をいう。
- 10 この表中の職の心得は、管理職員とする。

別表第2（第2条関係）

出先機関

機 関	職
福 祉 事 務 所	所長、次長
小 学 校	校長、教頭
中 学 校	校長、教頭

備考

- 1 この表中「福祉事務所」とは、小諸市福祉事務所設置条例（昭和29年小諸市条例第24号）第1条に規定する機関をいう。
- 2 この表中「小学校」「中学校」とは、小諸市立小、中学校設置条例（昭和39年小諸市条例第25号）第1条に規定する機関をいう。
- 3 この表中の職の心得は、管理職員とする。

別表第3（第3条関係）

浅麓環境施設組合

機 関	職
浅 麓 環 境 施 設 組 合	所長、次長

備考

- 1 この表中の職の心得は、管理職員とする。